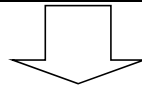


令和7年度 街頭防犯カメラの整備費に関する補助金制度のご案内



目的	地域団体が行う街頭防犯カメラの整備を区が支援することにより、安全で安心なまちづくりの実現に寄与すること	
活動主体	単独の商店会又は複数の商店会 (例：商店会単独、商店会＋商店会)	自治町会単独又は自治町会が他の地域団体と連携 (例：自治町会単独、自治町会＋自治町会、自治町会＋商店会など)



事業名	葛飾区防犯設備整備費補助金交付事業		葛飾区地域における見守り活動支援事業補助金交付事業	
活動概要	商店会単独又は複数の商店会が連携して行う防犯活動		自治町会単独、又は自治町会が他の地域団体と連携して行う防犯活動	
補助率・負担率	東京都 12分の9補助 葛飾区 12分の2補助 地域団体 12分の1負担		東京都 24分の18補助 葛飾区 24分の5補助 地域団体 24分の1負担	
都区補助上限額	550万円		自治町会単独	連携した複数の団体(注1)
			575万円	862万円
	※設置するカメラの単価の上限額は60万円(工事費込)となります。			
主な要件	(1)犯罪や事故防止を目的として主に公道上などの不特定多数の人が往来する場所に設置すること。 ※敷地内の駐車場やゴミ捨て場などの私有地又は特定の施設を守る目的で設置されるカメラは対象外 (2)地域の住民の合意形成がなされ、令和8年3月31日までに事業が完了すること。 ※設置場所付近の住民へは個別に説明を行うこと。 (3)経費が100万円を超える時は、原則として3社以上から見積もりを取り、添付すること。 (4)防犯カメラの設置にあたっては、運用基準を制定すること。 (5)占用許可等が必要な場所で事業を実施する場合は、当該箇所の占用許可等を受けていること。 (注1)連携する地域団体に商店会が含まれている場合は、当該商店会の区域外にも防犯カメラ等を設置すること。			
申請について	申請書提出期限：令和7年5月23日(金) ※設置希望団体は申請前に必ずご連絡・ご相談ください。			
対象経費	1【新規】 新たに整備される街頭防犯カメラの購入及び取り付けに係る経費(リースによる場合は、設置初年度分の賃借の経費) ※東電柱への小型表示板(「防犯カメラ作動中」と記載の巻き看板)の設置は、カメラ設置の翌年度以降に区で経費を負担し、設置する予定ですので、令和6年度より廃止(助成対象外)と致しました。 2【更新】 過去に区の補助を受けて整備した既設の街頭防犯カメラの再整備(購入、取付、賃借、撤去等)に係る経費。 但し、当該街頭防犯カメラが設置から7年を経過し、さらに次の各号の条件を全て満たすこと (令和7年度は、平成29年度以前に設置した団体が更新の対象となります。) (1)街頭防犯カメラ整備後も防犯活動を継続的に実施している。 (2)街頭防犯カメラの修理、保守等機器類の維持管理が適切に実施されている。 (3)通常の修繕では街頭防犯カメラとしての機能を維持することが困難である。 (新規購入の方が安価等) ※設置するカメラの単価が60万円(工事費込)を超えた分は補助対象外となりますのでご注意ください。			
連絡先	葛飾区 地域振興部 危機管理課 防犯強化係 電話 (5654) 8478 FAX (5698) 1503			

防犯カメラに関する各種助成制度のご案内

助成制度① 電気代・共架料助成

助成金額	電気代：カメラ1基あたり月額300円（年額3,600円） 共架料：カメラ1基あたり月額100円（年額1,200円）または月額200円（年額2,400円） 【参考】共架料（電柱管理者に支払う料金）について 1 東京電力柱 月額200円（年額2,400円） 2 NTT柱 月額100円（年額1,200円）
申請時期	年度末（3月に申請受付） ※1月頃に申請書一式を各地域団体へ郵送します。

助成制度② 保守点検費・修繕費・移設費助成

対象経費	(1) 「葛飾区地域における見守り活動支援事業補助金」 または (2) 「葛飾区防犯設備整備費補助金」 の交付を受けて設置した防犯カメラの保守点検費・修繕費
補助率	(1) 6分の5 (2) 3分の2
助成金額	「保守点検費」 1台あたり <u>(1) 8千円、(2) 6千円</u>が限度額となります。（※千円未満切り捨て） 「修繕費」 1台あたり <u>(1) 16万6千円、(2) 13万3千円</u>が限度額となります。（※千円未満切り捨て） 「移設費」 1台あたり <u>(1) 16万6千円、(2) 13万3千円</u>が限度額となります。（※千円未満切り捨て） ※移設費は、設置時に予見できなかった、やむを得ない事情による移設であることが要件です。
申請時期	随時（申請をご検討される場合は、まずは危機管理課 防犯強化係までご連絡・ご相談ください。）

助成制度③ 撤去費助成

対象経費	防犯カメラをやむを得ない理由により撤去するための経費
助成金額	1台あたり <u>10万円</u>が限度額となります。
申請時期	随時（申請をご検討される場合は、まずは危機管理課 防犯強化係までご連絡・ご相談ください。）

各助成制度に関する共通事項

助成対象団体	区の助成金を活用して街頭防犯カメラを設置した又は設置する団体
注意点	以下のカメラは補助対象外となります。 ・区の助成金を活用して設置されていないもの ・他の補助金制度で補助を受けているもの ・施設の防犯や建物内に設置されたもの ・個人で設置、運用されているもの